

キャピタル日本株式ファンド

追加型投信／国内／株式

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

投資信託説明書

(請求目論見書)

2021年10月15日

キャピタル・インターナショナル株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう「キャピタル日本株式ファンド」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2021 年 4 月 15 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 4 月 16 日にその届出の効力が生じております。

発行者名 : キャピタル・インターナショナル株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 小泉 徹也
 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル
 縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第 1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	8
3 投資リスク	19
4 手数料等及び税金	23
5 運用状況	27
第 2 管理及び運営	35
1 申込（販売）手続等	35
2 換金（解約）手続等	36
3 資産管理等の概要	37
4 受益者の権利等	40
第 3 ファンドの経理状況	41
1 財務諸表	44
2 ファンドの現況	55
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要	56
第三部 委託会社等の情報	57
第 1 委託会社等の概況	57
1 委託会社等の概況	57
2 事業の内容及び営業の概況	58
3 委託会社等の経理状況	59
4 利害関係人との取引制限	79
5 その他	79

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

キャピタル日本株式ファンド(以下「当ファンド」ということがあります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：1兆円を上限とします。

※発行価額の総額とは、受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

※上記の金額には、申込手数料およびこれに対する消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

(4)【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、当ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額(1万口当たり)は、毎営業日に算出され、販売会社（後記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。）または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に社名「キャピタル」、ファンド名「日本株式」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

キャピタル・インターナショナル株式会社(委託会社)の照会先

電話番号 0120-411-447

(営業日：9：00～17：00)

ホームページ capitalgroup.co.jp

(5) 【申込手数料】

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が定めた手数料率（3.3%（税抜3.0%）以内）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。

※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

※販売会社によっては、お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(6) 【申込単位】

収益分配金の受取方法により、取得申込みには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を税引き後無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。

各コースの申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、詳細は各販売会社にお問合せください。当ファンドの取扱販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社(委託会社)の照会先

電話番号 0120-411-447

(営業日：9：00～17：00)

ホームページ capitalgroup.co.jp

※販売会社によっては、コースの名称が異なる場合、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2021年4月16日から2022年4月14日まで

お申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に限り行なわれます。

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社(委託会社)の照会先

電話番号 0120-411-447

(営業日：9：00～17：00)

ホームページ capitalgroup.co.jp

(9) 【払込期日】

取得申込者は、取得申込代金をお申込みの販売会社に取得申込受付日から起算して5営業日目まで（販売会社が支払期日を指定する場合があります。）に支払うものとします。

各取得申込受付日にかかる発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みを行なった販売会社へお支払ください。

※販売会社につきましては、前記「(8) 申込取扱場所」に記載の委託会社の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①お申込み金額には利息は付利されません。

②日本以外の地域における発行は行ないません。

③ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として国内株式に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金の限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

②商品分類

a. 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来からの信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・国内とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

b. 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	
株式	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	
		日本		
一般	年2回	北米		
大型株		欧州		
中小型株	年4回	アジア		
債券		オセアニア		
一般		年6回（隔月）		中南米
公債				アフリカ
社債				中近東（中東）
その他債券	年12回（毎月）	エマージング		
クレジット属性				
不動産投信	日々		ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産（投資信託証券（株式））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型	年1回	グローバル（日本を含む）		

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。

収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とするためです。

・年2回とは「目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの」をいいます。

・日本とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

・ファミリーファンドとは「目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの」をいいます。

③ファンドの特色

a. キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券*への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

*マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インク（以下「投資顧問会社」ということがあります。）は、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

b. キャピタル*のグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。

*キャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下各社の総称。

c. 運用にあたっては、ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

d. 複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

e. T O P I X（配当込み）*をベンチマークとします。

*将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

T O P I Xは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等、T O P I Xに関する全ての権利は株式会社東京証券取引所が有しております。

株式会社東京証券取引所は、T O P I Xの算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止またはT O P I Xの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しております。

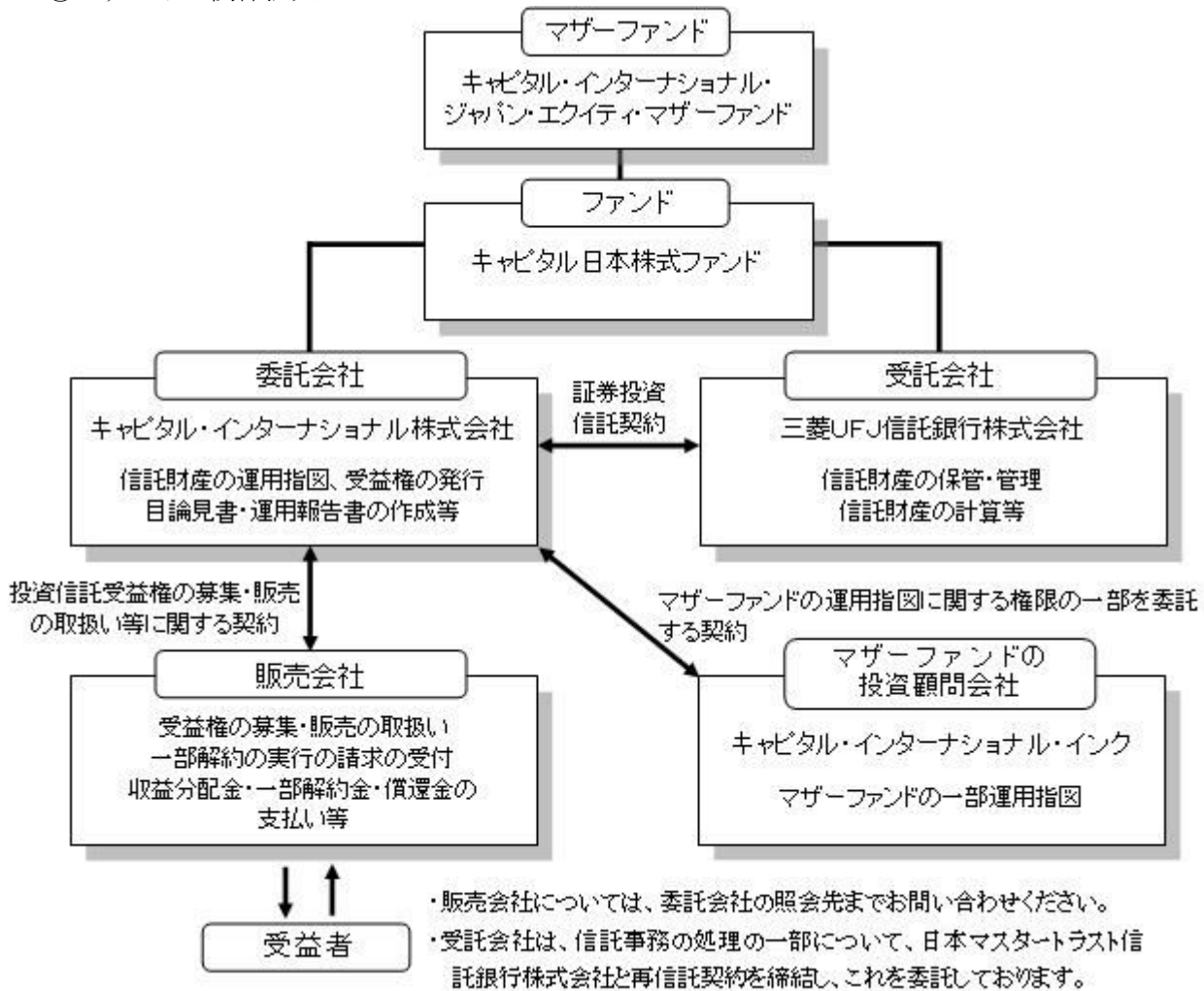
株式会社東京証券取引所は、当ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年2月26日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの関係法人



②ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

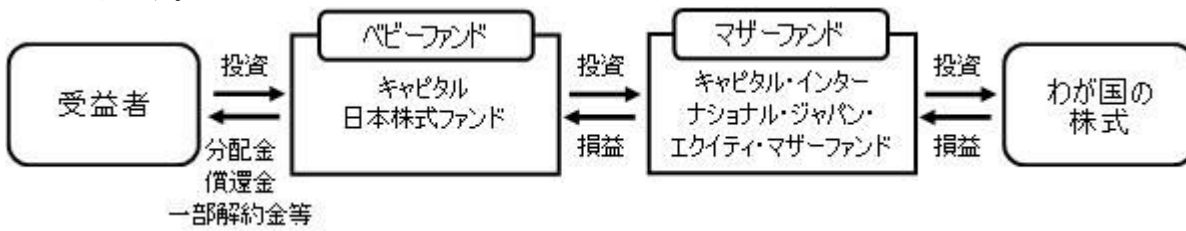
委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c. マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託する契約

委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの信託財産の一部運用指図に関する事項および当該契約の期間等を規定しています。

③ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・ マザーファンドの運用成果はベビーファンドに反映されます。
- ・ 委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。
2021年10月15日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。
キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド（適格機関投資家用）
2010年6月29日設定
キャピタル日本株式ファンドF
2015年12月30日設定
キャピタル日本株式ファンドII（適格機関投資家用）
2021年9月24日設定

④委託会社の概況（2021年8月31日現在）

- 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
- 資本金の額：45,000万円
- 沿革
 - 1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 1987年3月 証券投資顧問業者登録
 - 1987年9月 投資一任業務認可取得
 - 2006年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 2007年9月 金融商品取引業登録
 - 2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
- 大株主の状況
 - 株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
 - 住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市サウス・ホープ・ストリート 333 番
 - 所有株式数：56,400株
 - 所有比率：100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドの投資方針（約款の投資態度）および実質的な運用内容（マザーファンドの運用内容）は、次のとおりです。

(投資方針)

- ① TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、マザーファンド受益証券*への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資を行ない、信託財産の成長を目指した運用を行ないます。
*委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として、信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(運用内容)

1. 投資哲学

徹底した個別企業調査が長期にわたる優れた実績につながる

市場参加者の誰よりも投資対象となる企業を知ることで過小評価されている銘柄をポートフォリオに組み込むことができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

2. 運用スタイル

“バリュー型”、“グロース型”のような分類はせず、個別企業の徹底した調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチのアクティブ運用を行ないます。

3. 運用の特徴

徹底した個別銘柄選択のために企業訪問等による綿密な調査を行ない、長期的な観点から投資価値の高い企業の発掘を目指します。1931年のキャピタル・グループの創業以来、個別企業調査を徹底し、株価が本源的価値以下にあるような企業に投資を行なうことで市場を上回る収益を獲得できるという考えで一貫した運用を継続しています。

キャピタル・グループの拠点



2021年6月末現在

中長期の観点による企業調査に重点を置き、短期の株価変動をとらえるような投機的売買は原則として行わず、あくまでも徹底的な企業調査に基づいた長期投資に努めます。

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な投資プロフェッショナルが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性にもつながると考えています。

この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は 1958 年から採用されています。主な特徴は次の通りです。

- ・各マネジャー独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・運用の継続性が保てる

4. ポートフォリオ構築のプロセス

■ キャピタルのグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。

■ ファundamental調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

■ 複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

- ・調査担当アナリストも運用に参画し、担当業種の銘柄を組み入れます。

・運用体制(運用プロセスの概念図)



経験豊富なアナリストが世界各地から情報収集

- ・投資先企業には、原則会社訪問を実施
- ・株式、債券、プライベート・エクイティ等の担当分野の枠組みを超えて、積極的に情報共有や意見交換を行なう

ポートフォリオ・マネジャーは、自身の確信度に基づき銘柄を選択

- ・様々な投資機会を柔軟に取り込む
- ・各自の裁量で銘柄を選択

投資委員会と運用統括責任者が全体ポートフォリオを監視

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、各々でリスクとリターン目標の達成を目指す
- ・運用統括責任者による全体ポートフォリオの監視
- ・運用プロセスに組み込まれたリスク管理

(2) 【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(約款第 15 条)

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条から第 25 条までに定めるものに限ります。）

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

※委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

②委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるキャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（約款第16条第1項）

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

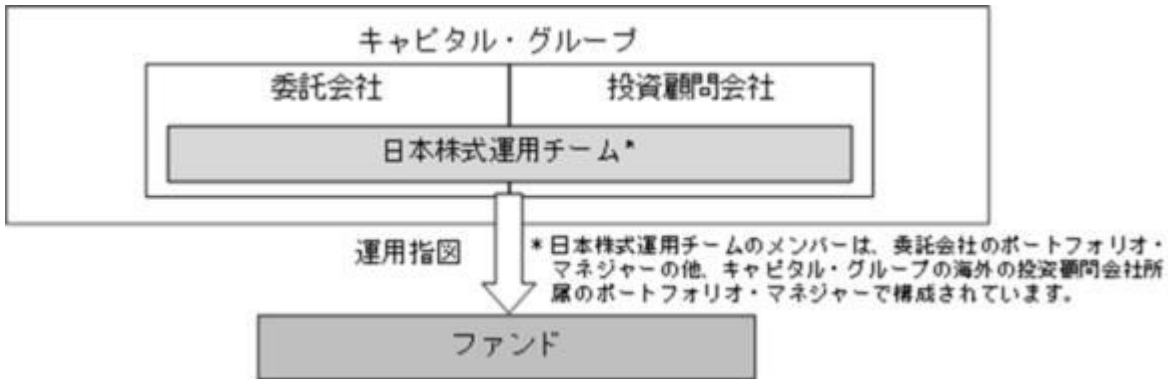
③委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。（約款第16条第2項）

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③1.から4.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。（約款第16条第3項）

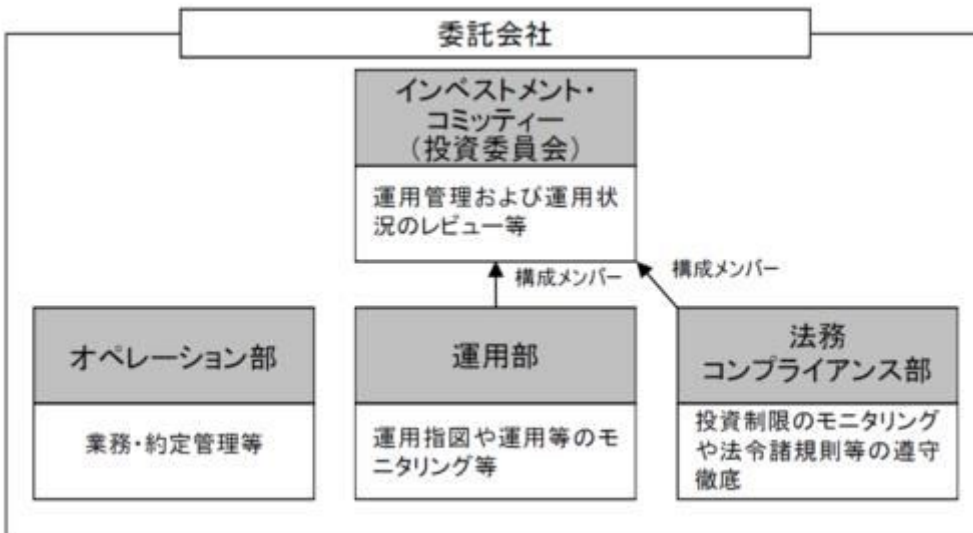
(3) 【運用体制】

①ファンドの運用体制



・運用プロセスは、「(1)投資方針」の項目をご覧ください。

②内部管理体制



当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部および法務コンプライアンス部がそれぞれ業務・約定管理、投資制限のモニタリング等を行ない、運用の適正性の確保に努める体制としております。また、マザーファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンス等については、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

(参考情報)

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2021年8月31日現在）
運用部（12名）／法務コンプライアンス部（3名）／オペレーション部（6名）

③関係法人に関する管理体制

- 委託会社は、投資顧問会社が、適切な運用指図を行なっているか投資委員会等においてレビューしております。
- 委託会社は、業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また、投資信託受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

・上記は2021年8月31日現在の運用体制です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

a. 収益分配

毎年1月20日および7月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

b. 分配対象額の範囲

諸経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とし、繰越分を含みます。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

c. 分配対象額についての分配方針

分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、収益動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により収益分配を行なわないことがあります。

d. 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費（消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（消費税等相当額を含みます。）、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

a. 一般コース※¹

収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース※¹

収益分配金は、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約※²（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※¹ 販売会社によっては、コースの名称が異なる場合があります。

※² 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(5)【投資制限】

①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

- ②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
（約款「運用の基本方針」）
- ③投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への投資制限（約款「運用の基本方針」、第16条第4項および同条第5項）
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。
 - 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③の2 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第16条の2）
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ④投資する株式等の範囲（約款第19条）
- 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑤同一銘柄の株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第20条）
- 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 上記 a. および b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第21条）
- 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦信用取引の指図範囲（約款第22条）
- 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
 - 上記 a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と

します。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧先物取引等の運用指図（約款第 23 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図（約款第 24 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩金利先渡取引の運用指図（約款第 25 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- e. 本⑩に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、予め将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差に予め元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑪有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 26 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 1. および 2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公

社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. 上記 a. の 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑫有価証券の空売りの指図範囲（約款第 27 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない有価証券または後記⑬により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬有価証券の借入れ（約款第 28 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑭外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」および第 29 条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 30 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約の指図（約款第 31 条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑰資金の借入れ（約款第 37 条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、次の 1. から 3. までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なっ

た有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内

2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

- c. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- d. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- e. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑱受託会社による資金の立替え（約款第39条）

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記 a. および b. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑲委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

1. 基本方針

マザーファンドは、わが国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 投資態度

- ① TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。
- ② 主としてわが国の証券取引所（これに準ずるものを含む）に上場されている株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。
- ③ ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「有価証券先物取引等」という。）およびスワップ取引を行なう場合があります。
- ⑤ 株式の組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および8号の定めがある新株予約権付社債に投資する場合があります。
- ⑥ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ⑦ 運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資対象

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取

引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。) (これに準ずるものを含む) に上場されている株式(新株予約権証券および新株引受権証券を含む) を主要投資対象とします。

4. 主な投資制限

<約款>

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)の組入れについては高位を維持することを基本とします。
- ② ただし、市場動向および資金動向等により上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および8号の定めがある新株予約権付社債への投資は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<法令>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。(投信法第9条)

3【投資リスク】

当ファンドは、主にわが国の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式等の価格の下落や、組入株式等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行なった場合には、為替の変動により、損失を被ることがあります。**従って、投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**

投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に株式等の値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額はこれら有価証券等の価格変動の影響を受けます。これにより実質組入有価証券等の価格が下落した場合、基準価額は下落し、損失が発生することがあります。また、株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがありますので、基準価額を変動させる主な要因となります。なお、外貨建資産に実質投資した場合には、為替変動の影響を受け、為替変動が円高に推移した場合は、基準価額の下落要因となります。株価変動の影響の程度は、実質株式組入比率によって異なりますが、当ファンドにおいては実質株式組入比率を原則高位とするため、株価変動の影響をより受けやすくなります。

・2021年8月31日現在のマザーファンド受益証券の株式組入比率については、「5 運用状況」の項目の<参考>マザーファンドの投資状況をご参照ください。

信用リスク

当ファンドが実質投資する有価証券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該企業の発行する有価証券等の価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなる可能性もあり、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとしております。当ファンドの実質的な運用は個別企業の徹底した調査に基づく銘柄選択によるボトムアップ・アプローチのアクティブ運用であるため、当ファンドの基準価額はTOPIX（配当込み）の動きとは異なるものとなります。従って、当ファンドはベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないません。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等ともなう資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

資産規模に関する留意点

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。

金融商品取引法第 37 条の 6 の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意点

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

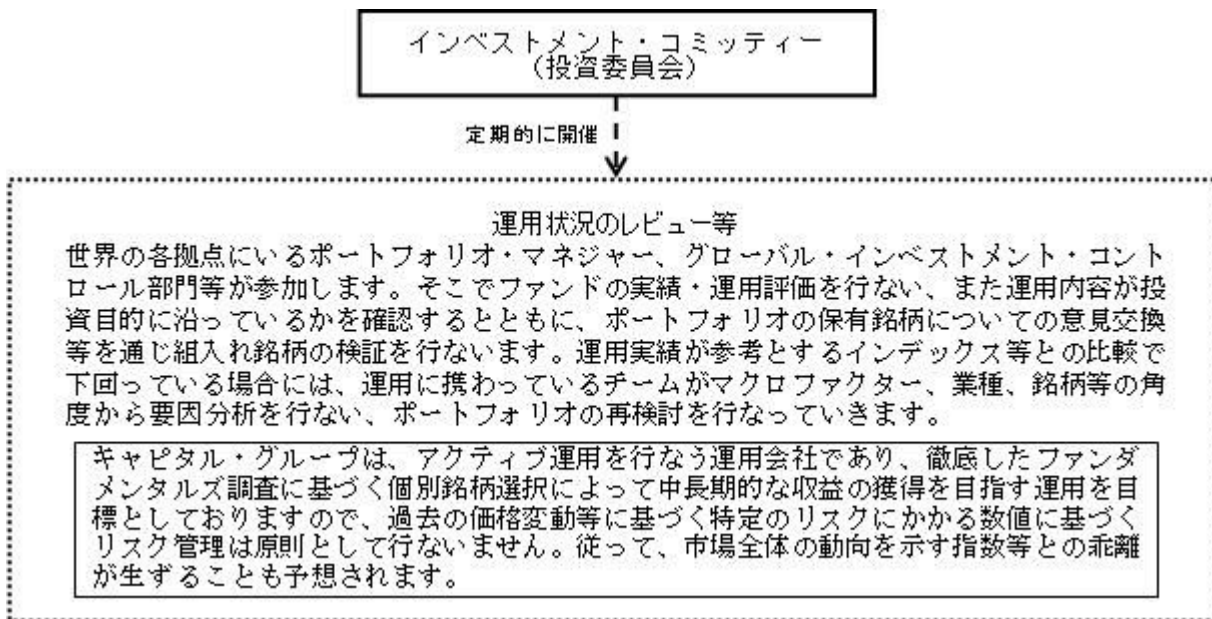
法令・税制・会計制度等の変更の留意点

法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記のリスク等に限定されるものではありません。

リスク管理体制

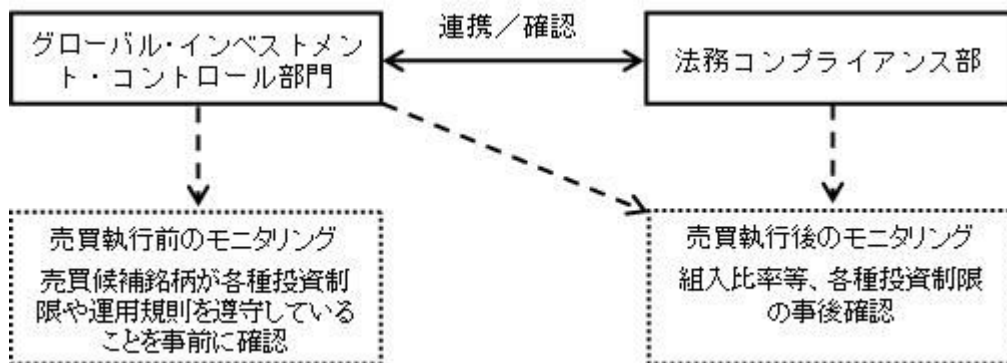
委託会社および投資顧問会社を含むキャピタル・グループ全体におけるリスク管理体制
 ポートフォリオのリスク管理



カウンターパーティー・リスク管理



リスク管理の徹底



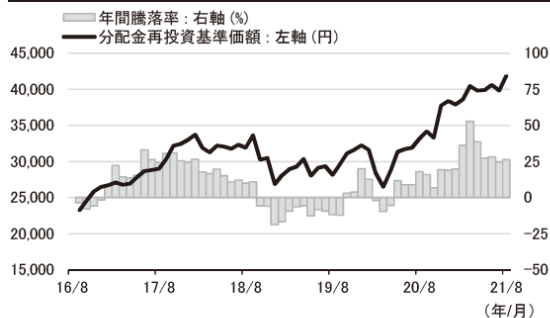
委託会社のリスク管理体制

利益相反取引（ファンド間取引等）の取引規制、当ファンドの投資制限等の遵守状況について委託会社の関係各部署がモニタリングを行ないます。問題が発生した場合には、委託会社の関係部署が速やかに協議を行ない、訂正処理等の必要な措置を講じます。

・上記は 2021 年 8 月 31 日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- (注1) 年間騰落率は、2016年9月から2021年8月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、設定日(2009年2月26日)を10,000円とした基準価額です。
- (注3) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)
 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)
 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)
 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
 ※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

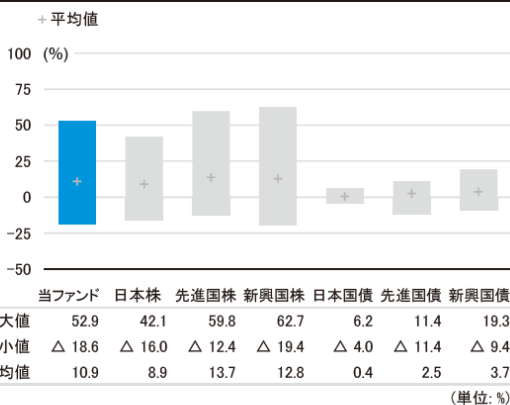
「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2016年9月から2021年8月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が定めた手数料率（**3.3%（税抜 3.0%）以内**）を乗じて得た額となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。

- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。
- ・当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金には、手数料および信託財産留保額の費用はかかりません。
- ・販売会社によっては、お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料および信託財産留保額は、ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に年率 **1.584%（税抜 1.44%）** を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.70%	0.04%	0.70%

- ・マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社が支払います。
また、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- ・有価証券等の売買委託手数料等
売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。
- ・資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料
借入先との契約により適正な価格が計上されます。
- ・受託会社による資金の立替に伴う利息
受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。
- ・資産管理費用（カストディーフィー）
保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。
- ・法定開示にかかる費用
委託会社は下記イ、およびロ、に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積も

ったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支払いを受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ、およびロ、に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産からご負担いただきます。

イ 信託財産に関する法定開示のための監査費用

ロ 信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書および運用報告書）の作成および印刷費用等

当ファンドのお申込時、途中解約（換金）時および保有期間中に受益者に直接的または間接的にご負担いただく手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者のみなさまが当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2021年8月31日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご留意ください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等の譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [2038年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通

算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。

「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度は適用されます。

<法人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	<ul style="list-style-type: none"> ・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [2014年1月1日から2037年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [2038年1月1日から] 15%（所得税15%）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

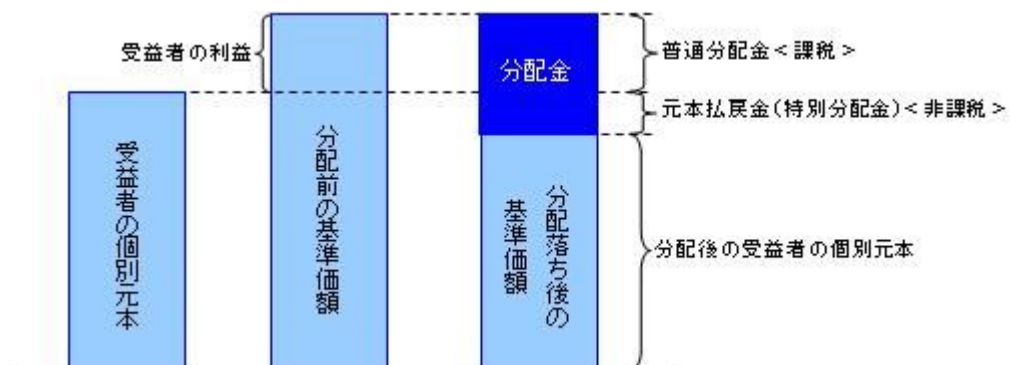
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

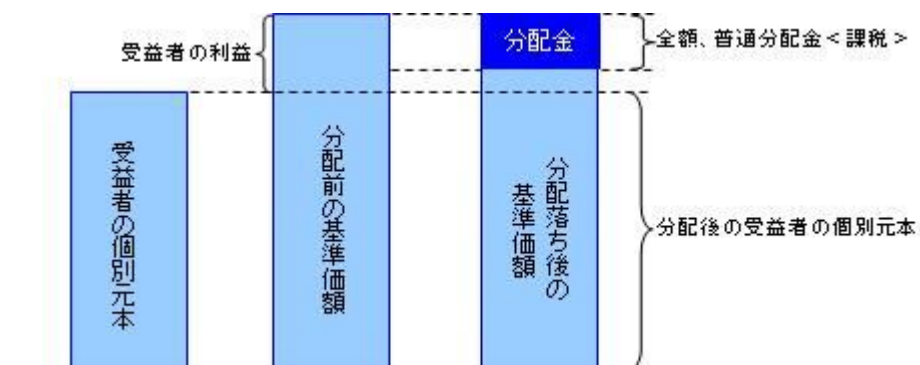
収益分配金の課税について

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲でその下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



- ・上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ・上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

キャピタル日本株式ファンド

2021年8月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	9,677,424,600	100.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△16,198,089	△0.16
合計(純資産総額)		9,661,226,511	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

2021年8月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	34,139,057,980	96.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,304,231,106	3.67
合計(純資産総額)		35,443,289,086	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル日本株式ファンド

a. 上位 30 銘柄

2021年8月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・インターナショナル・ ジャパン・エクイティ・マザ ーファンド	454,980	20,052.00	9,123,706,775	21,270.00	9,677,424,600	100.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2021年8月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.16
合計	100.16

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

a. 上位 30 銘柄

2021年8月31日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日立製作所	電気機器	246,200	5,069.29	1,248,061,166	6,085.00	1,498,127,000	4.22
2	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	211,800	5,772.85	1,222,690,270	6,952.00	1,472,433,600	4.15
3	日本	株式	第一三共	医薬品	513,000	2,867.76	1,471,163,067	2,614.50	1,341,238,500	3.78
4	日本	株式	SMC	機械	19,000	65,465.75	1,243,849,346	70,510.00	1,339,690,000	3.77
5	日本	株式	信越化学工業	化学	69,700	17,537.95	1,222,395,279	18,205.00	1,268,888,500	3.58
6	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	59,300	20,701.47	1,227,597,423	20,580.00	1,220,394,000	3.44
7	日本	株式	バイカレント・コンサルティング	サービス業	18,900	23,052.09	435,684,519	54,700.00	1,033,830,000	2.91
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	14,800	54,855.10	811,855,481	66,130.00	978,724,000	2.76
9	日本	株式	オービック	情報・通信業	46,400	20,984.35	973,674,256	20,950.00	972,080,000	2.74
10	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	157,600	5,315.04	837,651,123	5,700.00	898,320,000	2.53
11	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	18,900	39,730.65	750,909,329	47,240.00	892,836,000	2.51
12	日本	株式	オリックス	その他金融業	378,900	1,889.59	715,967,321	2,051.50	777,313,350	2.19
13	日本	株式	コスモス薬品	小売業	39,576	16,995.27	672,604,829	19,480.00	770,940,480	2.17
14	日本	株式	ネットワンシステムズ	情報・通信業	219,800	3,635.15	799,007,006	3,490.00	767,102,000	2.16
15	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	147,800	4,749.77	702,016,897	5,064.00	748,459,200	2.11
16	日本	株式	SBIホールディングス	証券・商品先物取引業	254,200	2,830.05	719,400,404	2,670.00	678,714,000	1.91
17	日本	株式	野村総合研究所	情報・通信業	156,400	3,529.18	551,964,458	4,135.00	646,714,000	1.82
18	日本	株式	LIXIL	金属製品	198,300	2,948.70	584,728,149	3,205.00	635,551,500	1.79
19	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	160,000	3,473.24	555,719,920	3,801.00	608,160,000	1.71
20	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	401,600	1,441.91	579,074,819	1,473.50	591,757,600	1.66
21	日本	株式	大和工業	鉄鋼	140,700	3,023.95	425,471,130	4,160.00	585,312,000	1.65
22	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	90,900	6,116.41	555,981,679	6,420.00	583,578,000	1.64
23	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	111,800	4,843.97	541,556,474	5,114.00	571,745,200	1.61
24	日本	株式	TDK	電気機器	49,000	14,136.51	692,689,024	11,570.00	566,930,000	1.59
25	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	81,100	6,835.95	554,396,025	6,181.00	501,279,100	1.41
26	日本	株式	デンソー	輸送用機器	58,300	6,261.26	365,031,932	7,710.00	449,493,000	1.26
27	日本	株式	日本航空	空運業	181,500	2,189.09	397,319,991	2,341.00	424,891,500	1.19
28	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	36,800	10,236.58	376,706,261	11,360.00	418,048,000	1.17
29	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	75,300	5,277.34	397,383,978	5,377.00	404,888,100	1.14
30	日本	株式	マネーフォワード	情報・通信業	45,600	5,288.33	241,148,247	8,860.00	404,016,000	1.13

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別の投資比率

2021年8月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	鉱業	0.39
	食料品	1.91
	化学	9.04
	医薬品	8.96
	ゴム製品	2.11
	ガラス・土石製品	0.57
	鉄鋼	1.88
	金属製品	1.79
	機械	6.58
	電気機器	15.14
	輸送用機器	2.26
	精密機器	3.36
	その他製品	0.60
	空運業	1.19
	情報・通信業	17.82
	卸売業	2.06
	小売業	6.27
	銀行業	2.60
	証券、商品先物取引業	1.91
	保険業	1.14
その他金融業	2.82	
サービス業	5.81	
合計		96.32

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

キャピタル日本株式ファンド

該当事項はありません。

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル日本株式ファンド

該当事項はありません。

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

キャピタル日本株式ファンド

期	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6期 (2012年1月20日)	585,344,835	585,344,835	1.1185	1.1185
第7期 (2012年7月20日)	757,238,513	757,238,513	1.1223	1.1223
第8期 (2013年1月21日)	701,361,757	701,361,757	1.4151	1.4151
第9期 (2013年7月22日)	32,463,078,324	32,463,078,324	2.0011	2.0011
第10期 (2014年1月20日)	43,279,785,071	43,279,785,071	2.2217	2.2217
第11期 (2014年7月22日)	36,407,213,457	36,407,213,457	2.1119	2.1119
第12期 (2015年1月20日)	27,046,083,825	27,046,083,825	2.2794	2.2794
第13期 (2015年7月21日)	28,352,001,910	28,352,001,910	2.7767	2.7767
第14期 (2016年1月20日)	27,850,396,518	27,850,396,518	2.1730	2.1730
第15期 (2016年7月20日)	24,814,019,824	24,814,019,824	2.1587	2.1587
第16期 (2017年1月20日)	18,736,937,326	18,736,937,326	2.5253	2.5253
第17期 (2017年7月20日)	14,034,556,848	14,034,556,848	2.7469	2.7469
第18期 (2018年1月22日)	13,511,256,782	13,511,256,782	3.2910	3.2910
第19期 (2018年7月20日)	12,139,264,463	12,139,264,463	3.0374	3.0374
第20期 (2019年1月21日)	10,397,413,522	10,397,413,522	2.6234	2.6234
第21期 (2019年7月22日)	10,615,690,473	10,615,690,473	2.7496	2.7496
第22期 (2020年1月20日)	10,904,610,378	10,904,610,378	3.1035	3.1035
第23期 (2020年7月20日)	8,973,258,121	8,973,258,121	3.0588	3.0588
第24期 (2021年1月20日)	8,834,101,934	8,834,101,934	3.7016	3.7016
第25期 (2021年7月20日)	8,917,595,462	8,917,595,462	3.7311	3.7311
2020年8月末日	8,913,904,180	—	3.1328	—
9月末日	8,958,166,681	—	3.2342	—
10月末日	8,510,538,332	—	3.1461	—
11月末日	9,129,203,386	—	3.5676	—
12月末日	8,956,453,299	—	3.6290	—
2021年1月末日	8,562,503,500	—	3.5820	—
2月末日	8,629,646,093	—	3.6488	—
3月末日	9,024,385,975	—	3.8239	—
4月末日	8,853,297,708	—	3.7630	—

5月末日	8,869,711,430	—	3.7718	—
6月末日	9,122,496,389	—	3.8382	—
7月末日	9,039,500,769	—	3.7623	—
8月末日	9,661,226,511	—	3.9549	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

キャピタル日本株式ファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第6期	2011年7月21日～2012年1月20日	0.00
第7期	2012年1月21日～2012年7月20日	0.00
第8期	2012年7月21日～2013年1月21日	0.00
第9期	2013年1月22日～2013年7月22日	0.00
第10期	2013年7月23日～2014年1月20日	0.00
第11期	2014年1月21日～2014年7月22日	0.00
第12期	2014年7月23日～2015年1月20日	0.00
第13期	2015年1月21日～2015年7月21日	0.00
第14期	2015年7月22日～2016年1月20日	0.00
第15期	2016年1月21日～2016年7月20日	0.00
第16期	2016年7月21日～2017年1月20日	0.00
第17期	2017年1月21日～2017年7月20日	0.00
第18期	2017年7月21日～2018年1月22日	0.00
第19期	2018年1月23日～2018年7月20日	0.00
第20期	2018年7月21日～2019年1月21日	0.00
第21期	2019年1月22日～2019年7月22日	0.00
第22期	2019年7月23日～2020年1月20日	0.00
第23期	2020年1月21日～2020年7月20日	0.00
第24期	2020年7月21日～2021年1月20日	0.00
第25期	2021年1月21日～2021年7月20日	0.00

③【収益率の推移】

キャピタル日本株式ファンド

期	計算期間	収益率(%)
第6期	2011年7月21日～2012年1月20日	△15.2
第7期	2012年1月21日～2012年7月20日	0.3
第8期	2012年7月21日～2013年1月21日	26.1
第9期	2013年1月22日～2013年7月22日	41.4
第10期	2013年7月23日～2014年1月20日	11.0

第11期	2014年1月21日～2014年7月22日	△4.9
第12期	2014年7月23日～2015年1月20日	7.9
第13期	2015年1月21日～2015年7月21日	21.8
第14期	2015年7月22日～2016年1月20日	△21.7
第15期	2016年1月21日～2016年7月20日	△0.7
第16期	2016年7月21日～2017年1月20日	17.0
第17期	2017年1月21日～2017年7月20日	8.8
第18期	2017年7月21日～2018年1月22日	19.8
第19期	2018年1月23日～2018年7月20日	△7.7
第20期	2018年7月21日～2019年1月21日	△13.6
第21期	2019年1月22日～2019年7月22日	4.8
第22期	2019年7月23日～2020年1月20日	12.9
第23期	2020年1月21日～2020年7月20日	△1.4
第24期	2020年7月21日～2021年1月20日	21.0
第25期	2021年1月21日～2021年7月20日	0.8

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

キャピタル日本株式ファンド

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第6期	2011年7月21日～2012年1月20日	118,384,077	226,545,566	523,321,235
第7期	2012年1月21日～2012年7月20日	304,758,392	153,365,591	674,714,036
第8期	2012年7月21日～2013年1月21日	237,940,622	417,025,104	495,629,554
第9期	2013年1月22日～2013年7月22日	16,837,311,820	1,110,085,778	16,222,855,596
第10期	2013年7月23日～2014年1月20日	11,831,839,537	8,574,227,838	19,480,467,295
第11期	2014年1月21日～2014年7月22日	2,175,552,649	4,417,160,484	17,238,859,460
第12期	2014年7月23日～2015年1月20日	1,722,508,168	7,095,960,695	11,865,406,933
第13期	2015年1月21日～2015年7月21日	2,229,657,679	3,884,455,379	10,210,609,233
第14期	2015年7月22日～2016年1月20日	4,232,213,672	1,626,250,450	12,816,572,455
第15期	2016年1月21日～2016年7月20日	747,211,624	2,068,723,571	11,495,060,508
第16期	2016年7月21日～2017年1月20日	423,106,983	4,498,534,633	7,419,632,858
第17期	2017年1月21日～2017年7月20日	526,069,309	2,836,471,549	5,109,230,618
第18期	2017年7月21日～2018年1月22日	270,409,791	1,274,129,144	4,105,511,265
第19期	2018年1月23日～2018年7月20日	502,978,301	611,871,163	3,996,618,403
第20期	2018年7月21日～2019年1月21日	387,619,093	420,850,839	3,963,386,657
第21期	2019年1月22日～2019年7月22日	357,519,924	460,134,197	3,860,772,384
第22期	2019年7月23日～2020年1月20日	226,638,251	573,746,945	3,513,663,690
第23期	2020年1月21日～2020年7月20日	88,860,412	668,896,569	2,933,627,533

第24期	2020年7月21日～2021年1月20日	50,989,861	598,034,189	2,386,583,205
第25期	2021年1月21日～2021年7月20日	154,323,212	150,830,178	2,390,076,239

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

《参考情報》

2021年8月31日現在

基準価額・純資産の推移(設定～2021年8月31日)



* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を決算日に再投資したものととして算出しています。

分配金の推移

第25期	2021年7月	0円
第24期	2021年1月	0円
第23期	2020年7月	0円
第22期	2020年1月	0円
第21期	2019年7月	0円
	設定来累計	800円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況(2021年8月31日現在)

＜キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの主要な資産の状況等＞

上位10銘柄

順位	銘柄名	業種名	投資比率(%)
1	日立製作所	電気機器	4.22
2	塩野義製薬	医薬品	4.15
3	第一三共	医薬品	3.78
4	SMC	機械	3.77
5	信越化学工業	化学	3.58
6	ニトリホールディングス	小売業	3.44
7	バイカレント・コンサルティング	サービス業	2.91
8	キーエンス	電気機器	2.76
9	オービック	情報・通信業	2.74
10	大塚商会	情報・通信業	2.53

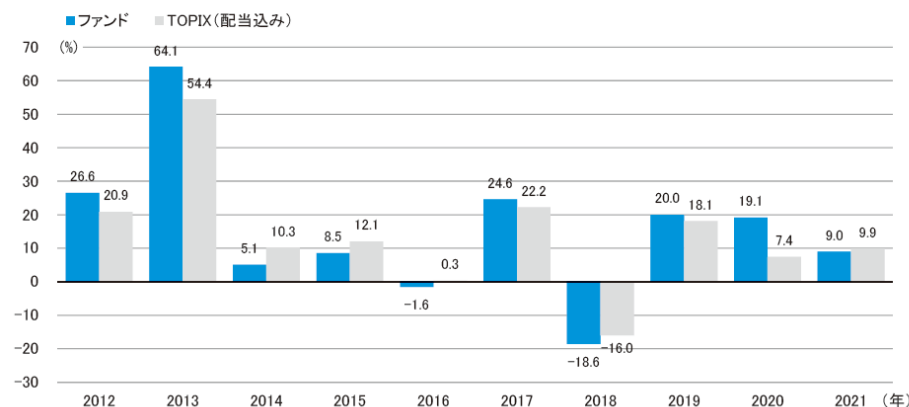
上位5業種

業種名	投資比率(%)
1 情報・通信業	17.82
2 電気機器	15.14
3 化学	9.04
4 医薬品	8.96
5 機械	6.58

資産構成比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	96.32
現金等	3.67

年間収益率の推移



* ベンチマークの情報はあくまで参考情報として掲載したものであり、ファンドの運用実績を示すものではありません。

* ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出。

* 2021年は年初から8月末までの収益率を表示。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得のお申込みは、販売会社で受け付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

キャピタル・インターナショナル株式会社

インターネットのホームページのアドレス capitalgroup.co.jp

電話番号：0120-411-447（営業日：9:00～17:00）

※ 販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2)取得のお申込みの受付は、継続申込期間中の販売会社の営業日^{*1}に行なわれます。

※1 原則として、午後3時までに取得のお申込みが行なわれ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

※ 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

※ 取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(3)当ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。（販売会社によっては、取得後のコース変更ができない場合、コースの名称が異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。）

取得のお申込みを行なう投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。

販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得のお申込みを取扱う場合、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコース）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した金額となります。

※販売会社によっては、どちらか一方の指定により申込受付を行なう場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益の分配時に分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコース）

販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額が控除され、残りの金額で当ファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を

締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

※販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

- (4) 申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、詳細は各販売会社にお問合せください。取扱販売会社につきましては、上記(1)の照会先までお問い合わせください。なお、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) お申込価額は、取得申込受付日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資にかかるお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資には、当該申込手数料はかかりません。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 当ファンドの換金のお申込みは、販売会社で受付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

キャピタル・インターナショナル株式会社

インターネットのホームページのアドレス capitalgroup.co.jp

電話番号：0120-411-447（営業日：9:00～17:00）

- (2) 一部解約の実行の請求（以下「一部解約請求」ということがあります。）の受付は、販売会社の営業日*¹に行なわれます。

※1 原則として、午後3時まで一部解約請求が行なわれ、かつ当該一部解約請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

※ 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、以下(4)の規定に準じて計算された価額とします。

※ 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けることまたは純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限する場合があります。

※ 一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- (3) 一部解約の単位は、販売会社毎に定められておりますので、詳細は各販売会社にお問合せください。取扱販売会社につきましては、上記(1)の照会先までお問い合わせください。

- (4) 一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の基準価額です。

- (5) 一部解約に手数料はかかりません。

- (6) 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の計算

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

②有価証券等の評価基準および評価方法等

- a. マザーファンド受益証券：原則として、計算日におけるマザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
- b. 株式：原則として基準価額計算日*の取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

※ 外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算日の前日とします。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

③追加信託金の計算について

- a. 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額とします。
- b. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*¹は、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額等*²に応じて計算されるものとします。

※1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

④基準価額の照会方法

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に社名「キャピタル」、当ファンドの名称は「日本株式」の略称で掲載されます。また、委託会社のインターネットのホームページでご覧になることもできます。

キャピタル・インターナショナル株式会社

インターネットのホームページのアドレス capitalgroup.co.jp

電話番号：0120-411-447（営業日：9:00～17:00）

⑤運用報告書

委託会社は、毎計算期末（1月および7月の決算日を基準日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2009年2月26日から、原則として、無期限です。ただし、下記(5)の①のa.、②のa.、③のa.および⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

- ①原則として、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとします。
- ②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることとなったとき、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記 b. から上記 d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b. から上記 d. までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定に従います。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記⑥の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違

反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの約款は本⑥に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。

b. 委託会社は、上記 a. の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行いません。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

e. 書面決議の効力は、当ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

f. 上記 b. から上記 e. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. 上記 a. から f. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続

a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。

b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

す。

c. 投資顧問会社とのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託する契約の有効期間は、当該契約締結の日からマザーファンドの信託契約解約の日までまたは一方の当事者が他方の当事者に対し運用指図に関する権限の一部を委託する契約を終了させる意思を通知した 30 日後までとします。

投資顧問会社が、法律に違反した場合、約款違反となる運用指図を行なった場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑩他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑪信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③換金（一部解約）請求権

受益者は、受益権を 1 万口単位または 1 口単位のいずれか販売会社が定める単位（自動けいぞく投資契約を結んでいる場合は 1 口単位）で換金できます。一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者にお支払いします。一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第 2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④信託契約の解約および信託約款の重要な内容の変更にかかる議決権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

⑤書面決議において反対した受益者の買取請求権

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間(2021年1月21日から2021年7月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


2021年9月15日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

山田 信之 

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル日本株式ファンドの2021年1月21日から2021年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル日本株式ファンドの2021年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【キャピタル日本株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 24 期 2021 年 1 月 20 日現在	第 25 期 2021 年 7 月 20 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	140,420,741	3,320,058
親投資信託受益証券	8,945,602,390	8,916,975,430
未収入金	-	71,400,000
流動資産合計	9,086,023,131	8,991,695,488
資産合計	9,086,023,131	8,991,695,488
負債の部		
流動負債		
未払解約金	179,420,789	2,841,532
未払受託者報酬	1,986,942	1,954,381
未払委託者報酬	69,542,782	68,403,431
未払利息	403	9
その他未払費用	970,281	900,673
流動負債合計	251,921,197	74,100,026
負債合計	251,921,197	74,100,026
純資産の部		
元本等		
元本	2,386,583,205	2,390,076,239
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	6,447,518,729	6,527,519,223
元本等合計	8,834,101,934	8,917,595,462
純資産合計	8,834,101,934	8,917,595,462
負債純資産合計	9,086,023,131	8,991,695,488

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期		第 25 期	
	自	2020年7月21日 至 2021年1月20日	自	2021年1月21日 至 2021年7月20日
営業収益				
有価証券売買等損益		1,781,981,410		141,823,040
営業収益合計		1,781,981,410		141,823,040
営業費用				
支払利息		10,057		4,303
受託者報酬		1,986,942		1,954,381
委託者報酬		69,542,782		68,403,431
その他費用		970,281		900,673
営業費用合計		72,510,062		71,262,788
営業利益又は営業損失(△)		1,709,471,348		70,560,252
経常利益又は経常損失(△)		1,709,471,348		70,560,252
当期純利益又は当期純損失(△)		1,709,471,348		70,560,252
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		187,511,652		12,666,609
期首剰余金又は期首欠損金(△)		6,039,630,588		6,447,518,729
剰余金増加額又は欠損金減少額		118,229,423		429,791,314
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		118,229,423		429,791,314
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,232,300,978		407,684,463
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,232,300,978		407,684,463
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		6,447,518,729		6,527,519,223

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 24 期 2021 年 1 月 20 日現在	第 25 期 2021 年 7 月 20 日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	2,386,583,205 口	2,390,076,239 口
2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 3.7016 円 (37,016 円)	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 3.7311 円 (37,311 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 24 期 自 2020 年 7 月 21 日 至 2021 年 1 月 20 日			第 25 期 自 2021 年 1 月 21 日 至 2021 年 7 月 20 日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	51,555,262 円	費用控除後の配当等収益額	A	32,447,996 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,136,163,393 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	25,445,647 円
収益調整金額	C	3,588,798,449 円	収益調整金額	C	3,787,337,565 円
分配準備積立金額	D	1,671,001,625 円	分配準備積立金額	D	2,682,288,015 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,447,518,729 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,527,519,223 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,386,583,205 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,390,076,239 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,015.65 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	27,310.89 円
1 万口当たり分配金額	H	－円	1 万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 24 期 自 2020 年 7 月 21 日 至 2021 年 1 月 20 日	第 25 期 自 2021 年 1 月 21 日 至 2021 年 7 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。	同左

	<p>法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。</p> <p>オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。</p> <p>なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。</p>	
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第24期	第25期
	自 2020年7月21日 至 2021年1月20日	自 2021年1月21日 至 2021年7月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 親投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第24期	第25期
	2021年1月20日現在	2021年7月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,599,000,904	136,050,678
合計	1,599,000,904	136,050,678

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第24期	第25期
	自 2020年7月21日 至 2021年1月20日	自 2021年1月21日 至 2021年7月20日
期首元本額	2,933,627,533 円	2,386,583,205 円
期中追加設定元本額	50,989,861 円	154,323,212 円
期中一部解約元本額	598,034,189 円	150,830,178 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド	445,181	8,916,975,430	
合計		445,181	8,916,975,430	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

当ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

2021年7月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	139,524
コール・ローン	1,295,771,016
株式	27,396,821,790
未収入金	86,257,878
未収配当金	22,758,088
流動資産合計	28,801,748,296
資産合計	28,801,748,296
負債の部	
流動負債	
未払金	535,104,647
未払解約金	71,400,000
未払利息	3,550
流動負債合計	606,508,197
負債合計	606,508,197
純資産の部	
元本等	
元本	14,076,770,000
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	14,118,470,099
元本等合計	28,195,240,099
純資産合計	28,195,240,099
負債純資産合計	28,801,748,296

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場（最終相場のないものについては、直近の日の最終相場、または気配相場）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、いまだ確定していない場合には予想配当金額を計上し、後日、予想配当金額の変更または配当金額の確定により当初の予想配当金額との間に差異が生じた場合、差異を確認次第、その差額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2021年7月20日現在	
1. 計算日における受益権の総数		1,407,677 口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	20,030 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2021年1月21日 至 2021年7月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2021年1月21日 至 2021年7月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2021年7月20日現在	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		831,051,322
合計		831,051,322

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2021年7月20日現在
同計算期間の期首元本額	11,516,310,000円
同計算期間の追加設定元本額	3,431,690,000円
同計算期間の一部解約元本額	871,230,000円
計算日の元本額※	14,076,770,000円
※元本額の内訳	
キャピタル日本株式ファンド	4,451,810,000円
キャピタル日本株式ファンドF	9,034,040,000円
キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド(適格機関投資家用)	590,920,000円

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

銘柄	株数(株)	評価額(円)		備考
		単価	金額	
INPEX	193,700	757.00	146,630,900	
高松コンストラクショングループ	8,000	2,016.00	16,128,000	
大和ハウス工業	80,200	3,312.00	265,622,400	
寿スピリッツ	12,000	6,560.00	78,720,000	
アサヒグループホールディングス	93,000	4,932.00	458,676,000	
旭化成	291,400	1,163.50	339,043,900	
信越化学工業	58,900	17,360.00	1,022,504,000	
カネカ	30,400	4,270.00	129,808,000	
関西ペイント	61,700	2,695.00	166,281,500	
資生堂	63,700	7,596.00	483,865,200	

コーセー	23,600	17,930.00	423,148,000
デクセリアルズ	44,300	2,251.00	99,719,300
エフピコ	60,600	4,085.00	247,551,000
ユニ・チャーム	31,800	4,380.00	139,284,000
塩野義製薬	175,600	5,746.00	1,008,997,600
参天製薬	23,000	1,505.00	34,615,000
そーせいグループ	173,400	1,712.00	296,860,800
第一三共	352,100	2,229.50	785,006,950
ブリヂストン	112,600	4,665.00	525,279,000
MARUWA	16,700	10,350.00	172,845,000
大和工業	118,400	3,450.00	408,480,000
大平洋金属	41,100	1,594.00	65,513,400
LIXIL	132,500	2,860.00	378,950,000
三浦工業	22,800	4,810.00	109,668,000
ディスコ	5,300	30,800.00	163,240,000
SMC	16,000	63,830.00	1,021,280,000
小松製作所	98,900	2,670.00	264,063,000
ハーモニック・ドライブ・システムズ	3,500	5,910.00	20,685,000
ダイキン工業	7,100	21,930.00	155,703,000
ダイフク	17,500	9,560.00	167,300,000
日立製作所	217,300	6,261.00	1,360,515,300
日本電産	18,300	12,690.00	232,227,000
ソニーグループ	30,500	10,685.00	325,892,500
TDK	42,000	12,830.00	538,860,000
キーエンス	12,100	55,390.00	670,219,000
OBARA GROUP	9,700	3,785.00	36,714,500
浜松ホトニクス	76,600	6,230.00	477,218,000
東京エレクトロン	16,100	44,380.00	714,518,000
デンソー	55,400	7,100.00	393,340,000
スズキ	3,700	4,371.00	16,172,700
シマノ	10,400	27,500.00	286,000,000
テルモ	41,200	4,137.00	170,444,400
ナカニシ	119,900	2,315.00	277,568,500
HOYA	16,000	14,705.00	235,280,000
朝日インテック	61,400	2,851.00	175,051,400
パラマウントベッドホールディングス	16,800	1,967.00	33,045,600

ローランド	17,400	5,170.00	89,958,000
任天堂	400	59,970.00	23,988,000
日本航空	145,600	2,251.00	327,745,600
システナ	69,200	2,144.00	148,364,800
ネクソン	20,900	2,270.00	47,443,000
GMOペイメントゲートウェイ	12,200	13,850.00	168,970,000
ユーザベース	37,700	2,426.00	91,460,200
マネーフォワード	37,400	6,590.00	246,466,000
プレイド	13,000	2,694.00	35,022,000
ココナラ	28,900	1,917.00	55,401,300
ビジョナル	43,000	5,810.00	249,830,000
野村総合研究所	112,800	3,570.00	402,696,000
ギフトィ	31,600	3,520.00	111,232,000
B A S E	27,600	1,578.00	43,552,800
オービック	31,600	20,290.00	641,164,000
ジャストシステム	50,200	6,150.00	308,730,000
大塚商会	132,000	5,820.00	768,240,000
ネットワンシステムズ	184,000	3,715.00	683,560,000
ソフトバンク	305,100	1,458.50	444,988,350
スクウェア・エニックス・ホールディングス	6,400	5,520.00	35,328,000
ソフトバンクグループ	15,000	7,227.00	108,405,000
三井物産	124,900	2,469.50	308,440,550
三菱商事	69,700	3,016.00	210,215,200
P A L T A C	47,900	4,985.00	238,781,500
ミスミグループ本社	18,200	3,795.00	69,069,000
アルペン	30,400	2,948.00	89,619,200
コスモス薬品	34,176	18,140.00	619,952,640
ニトリホールディングス	49,900	20,375.00	1,016,712,500
ファーストリテイリング	1,100	75,800.00	83,380,000
三井住友トラスト・ホールディングス	73,600	3,470.00	255,392,000
三井住友フィナンシャルグループ	165,700	3,672.00	608,450,400
S B Iホールディングス	214,400	2,558.00	548,435,200
東京海上ホールディングス	106,500	5,168.00	550,392,000
オリックス	253,900	1,863.00	473,015,700
日本取引所グループ	72,500	2,527.00	183,207,500
ディップ	65,200	3,395.00	221,354,000

エムスリー	22,100	7,391.00	163,341,100	
サイバーエージェント	10,600	2,138.00	22,662,800	
リクルートホールディングス	44,400	5,491.00	243,800,400	
ベイカレント・コンサルティング	20,300	39,850.00	808,955,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	20,600	2,472.00	50,923,200	
ポピンズホールディングス	14,600	4,085.00	59,641,000	
合 計	5,899,876		27,396,821,790	

②株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル日本株式ファンド

2021年8月31日現在

I 資産総額	9,709,720,778円
II 負債総額	48,494,267円
III 純資産総額 (I - II)	9,661,226,511円
IV 発行済口数	2,442,821,168口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.9549円

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

2021年8月31日現在

I 資産総額	36,311,101,301円
II 負債総額	867,812,215円
III 純資産総額 (I - II)	35,443,289,086円
IV 発行済口数	1,666,326口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	21,270円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

①受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

- a. 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- b. 委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- c. 受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- d. 委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。
- e. 受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

②受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a. の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- c. 委託会社は、上記 a. の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

③名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項ありません。

④受益者等に対する特典

ありません。

⑤受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

⑥質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2021年8月31日現在）

資本金の額	4億5,000万円
発行可能株式総数	7万5,000株
発行済株式総数	5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2021年8月31日現在）

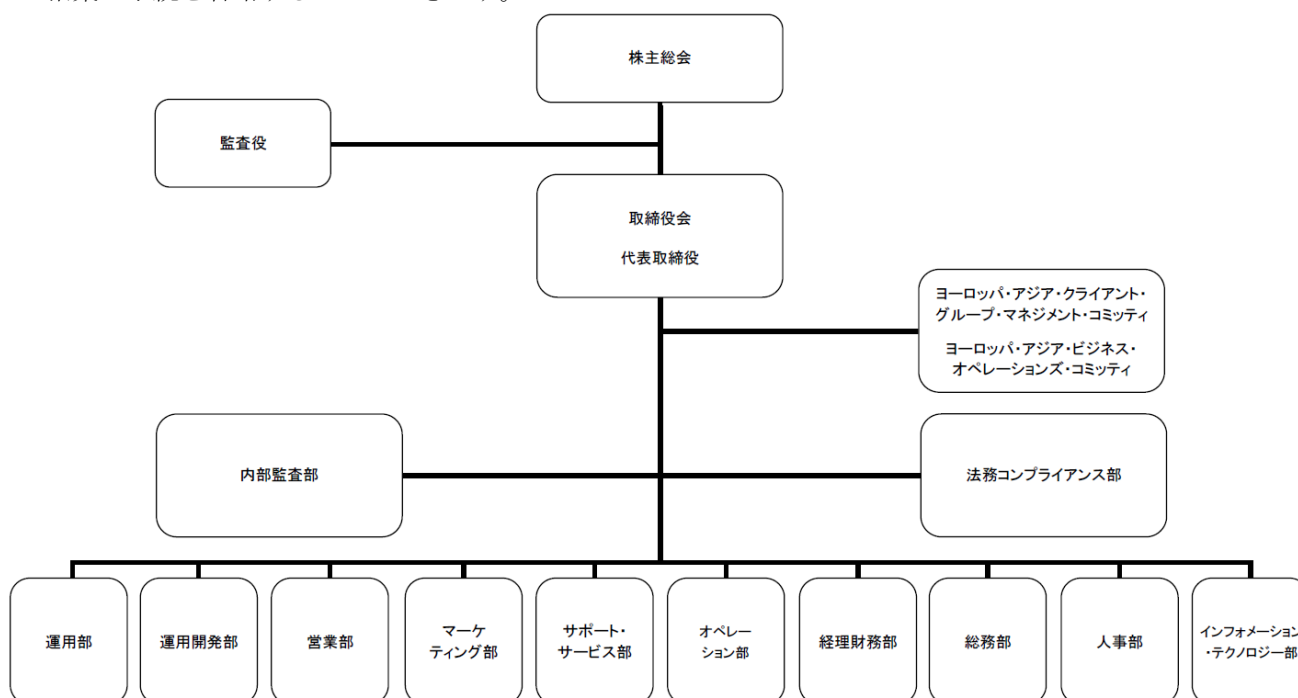
① 会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヶ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



②投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年8月31日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	687,552
合計	29	687,552

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年9月21日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

水野龍也 

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2020年6月30日現在)		当事業年度 (2021年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I. 流動資産					
1. 現金・預金			3,890,164		4,497,345
2. 前払費用			47,514		45,519
3. 未収入金	*2		672,368		848,738
4. 未収委託者報酬			1,050,938		1,754,830
5. 未収運用受託報酬			298,524		391,894
6. 立替金			5,129		14,199
流動資産計			5,964,639		7,552,527
II. 固定資産					
1. 有形固定資産			104,659		142,105
建物	*1	7,811		7,266	
器具備品	*1	96,848		134,838	
2. 無形固定資産			472		968
ソフトウェア		472		968	
3. 投資その他の資産			516,524		614,369
(1) 投資有価証券		100		—	
(2) 保険積立金		12,187		12,737	
(3) 長期差入保証金		273,832		281,265	
(4) 繰延税金資産		230,405		320,367	
固定資産計			621,656		757,443
資産合計			6,586,296		8,309,970
(負債の部)					
I. 流動負債					
1. 預り金			26,243		25,968
2. 未払金			1,163,049		1,730,535
(1) 未払手数料		627,877		1,017,522	
(2) その他未払金	*2	535,171		713,013	
3. 未払費用			89,982		97,322
4. 未払法人税等			75,274		128,683
5. 未払消費税等			78,265		475,615
6. 未払賞与			—		1,450
7. 賞与引当金			144,570		198,138
8. 役員賞与引当金			—		27,500
流動負債計			1,577,386		2,685,214
II. 固定負債					
1. 退職給付引当金			1,534,348		1,692,415
2. 役員退職慰労引当金			—		6,312
3. 資産除去債務			254,260		257,857
固定負債計			1,788,609		1,956,585

負債合計			3,365,995		4,641,800
(純資産の部)					
I. 株主資本					
1. 資本金			450,000		450,000
2. 資本剰余金			582,736		582,736
資本準備金		582,736		582,736	
3. 利益剰余金			2,187,563		2,635,433
その他利益剰余金		2,187,563		2,635,433	
繰越利益剰余金		2,187,563		2,635,433	
株主資本計			3,220,300		3,668,170
純資産合計			3,220,300		3,668,170
負債・純資産合計			6,586,296		8,309,970

(2) 【損益計算書】

科目	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
I. 営業収益					
1. 委託者報酬			3,581,405		4,472,870
2. 運用受託報酬			1,889,452		5,408,389
3. その他営業収益	*1*2		5,134,824		6,435,245
営業収益計			10,605,681		16,316,505
II. 営業費用					
1. 支払手数料	*1*2		6,791,025		11,465,752
2. 広告宣伝費			91,222		82,855
3. 調査費			326,245		322,105
4. 営業雑経費			37,722		31,275
(1) 通信費		16,170		15,449	
(2) 印刷費		10,712		9,030	
(3) 協会費		10,839		6,796	
営業費用計			7,246,215		11,901,988
III. 一般管理費					
1. 給料			1,721,079		2,568,030
(1) 役員報酬		135,359		430,182	
(2) 給料・手当		986,805		1,075,757	
(3) 賞与		454,344		836,451	
(4) 賞与引当金繰入額		144,570		198,138	
(5) 役員賞与引当金繰入額		—		27,500	
2. 交際費			16,399		2,610
3. 寄付金			6,988		7,985
4. 旅費交通費			81,688		11,832
5. 租税公課			40,632		49,760
6. 不動産賃借料			355,264		354,036

7. 退職給付費用			184,312		192,305
8. 役員退職慰労引当金繰入額			—		6,450
9. 固定資産減価償却費			23,943		26,453
10. 器具備品賃借料			9,467		5,089
11. 消耗品費			16,491		5,768
12. 事務委託費			48,519		106,445
13. 採用費			46,636		33,004
14. 福利厚生費			211,784		284,659
15. 共通発生経費負担額			166,628		224,189
16. 諸経費			7,553		9,907
一般管理費計			2,937,389		3,888,529
営業利益			422,076		525,987
IV. 営業外収益					
1. 有価証券売却益			—		45
2. 受取利息及び配当金			4,411		4,408
3. 為替差益			3,059		—
4. 雑収入			243		—
営業外収益計			7,714		4,453
V. 営業外費用					
1. 為替差損			—		20,924
2. 固定資産除却損			398		—
営業外費用計			398		20,924
経常利益			429,393		509,516
税引前当期純利益			429,393		509,516
法人税、住民税及び事業税			100,331		151,608
法人税等調整額			△27,726		△89,961
当期純利益			356,788		447,869

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	450,000	582,736	582,736	1,830,775	1,830,775	2,863,511	2,863,511
当期変動額							
当期純利益				356,788	356,788	356,788	356,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	356,788	356,788	356,788	356,788
当期末残高	450,000	582,736	582,736	2,187,563	2,187,563	3,220,300	3,220,300

当事業年度（自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	450,000	582,736	582,736	2,187,563	2,187,563	3,220,300	3,220,300
当期変動額							
当期純利益				447,869	447,869	447,869	447,869
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	447,869	447,869	447,869	447,869
当期末残高	450,000	582,736	582,736	2,635,433	2,635,433	3,668,170	3,668,170

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p> その他有価証券</p> <p> 時価のあるもの</p> <p> 当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p> (1)有形固定資産</p> <p> 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物 15 年、器具備品 3～15 年であります。</p> <p> (2)無形固定資産</p> <p> 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づいております。</p> <p>3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p> 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p> (1)賞与引当金</p> <p> 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p> (2)役員賞与引当金</p> <p> 役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p> (3)退職給付引当金</p> <p> 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日)

「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3 : 取引価格を算定する。

ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 6 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による 2022 年 6 月期の利益剰余金期首残高への影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)

「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は「金融商品に関する会計基準」における金融商品に適用されます。

(2) 適用予定日

2022 年 6 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、重要な影響はありません。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年6月30日現在)	当事業年度 (2021年6月30日現在)
<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 351千円</p> <p>器具備品 72,330千円</p> <p>*2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>未収入金 672,368千円</p> <p>その他未払金 516,704千円</p>	<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 895千円</p> <p>器具備品 97,636千円</p> <p>*2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>未収入金 847,698千円</p> <p>その他未払金 678,645千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自2019年7月1日至2020年6月30日)	当事業年度 (自2020年7月1日至2021年6月30日)
<p>*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。</p> <p>その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。</p> <p>*2. 関係会社との取引</p> <p>その他営業収益 5,134,824千円</p> <p>支払手数料 4,321,653千円</p>	<p>*1. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。</p> <p>その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。</p> <p>*2. 関係会社との取引</p> <p>その他営業収益 6,435,245千円</p> <p>支払手数料 8,258,032千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自2019年7月1日至2020年6月30日)	当事業年度 (自2020年7月1日至2021年6月30日)																				
<p>1. 発行済株式の種類及び総数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業年度期首(株)</th> <th style="text-align: center;">増加(株)</th> <th style="text-align: center;">減少(株)</th> <th style="text-align: center;">当事業年度末(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	普通株式	56,400	-	-	56,400	<p>1. 発行済株式の種類及び総数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業年度期首(株)</th> <th style="text-align: center;">増加(株)</th> <th style="text-align: center;">減少(株)</th> <th style="text-align: center;">当事業年度末(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">56,400</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	普通株式	56,400	-	-	56,400
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)																	
普通株式	56,400	-	-	56,400																	
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)																	
普通株式	56,400	-	-	56,400																	

[リース取引関係]

前事業年度 (自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)																		
<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 年以内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">329,780</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td style="text-align: right;">769,488</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,099,268</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	1 年以内	329,780	千円	1 年超	769,488	千円	合計	1,099,268	千円	<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 年以内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">329,780</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td style="text-align: right;">439,707</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">769,487</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	1 年以内	329,780	千円	1 年超	439,707	千円	合計	769,487	千円
1 年以内	329,780	千円																	
1 年超	769,488	千円																	
合計	1,099,268	千円																	
1 年以内	329,780	千円																	
1 年超	439,707	千円																	
合計	769,487	千円																	

[金融商品関係]

前事業年度 (自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。 未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。 投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。 未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。 未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。 投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。 未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本</p>

的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金が遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	273,832	275,262	1,430

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2020年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2) 長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標

的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金が遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入 保証金	281,265	282,637	1,372

時価については、下記の考え方によっております。その結果、2021年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2) 長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標

で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注 2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注 2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、1年超5年以内であります。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

前事業年度 (2020年6月30日現在)				当事業年度 (2021年6月30日現在)			
1. その他有価証券(2020年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				1. その他有価証券(2021年6月30日現在) 該当事項はございません。			
種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)				
その他有価証券(証券投資信託)	100	100	-				
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2019年7月1日 至 2020年6月30日) 該当事項はございません。				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2020年7月1日 至 2021年6月30日)			
種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)				
その他有価証券(証券投資信託)	145	45	-				

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 (自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 (自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)																						
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。</p> <p>なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した退職一時金制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金の期首残高</td> <td style="text-align: right;">1,398,224千円</td> </tr> <tr> <td>転籍に伴う受入額</td> <td style="text-align: right;">20,873千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">184,312千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△ 49,371千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度への拠出額</td> <td style="text-align: right;">△ 19,690千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,534,348千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <p>当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。</p>	退職給付引当金の期首残高	1,398,224千円	転籍に伴う受入額	20,873千円	退職給付費用	184,312千円	退職給付の支払額	△ 49,371千円	確定拠出年金制度への拠出額	△ 19,690千円	退職給付引当金の期末残高	1,534,348千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。</p> <p>なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した退職一時金制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金の期首残高</td> <td style="text-align: right;">1,534,348千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">192,305千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△ 14,246千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度への拠出額</td> <td style="text-align: right;">△ 19,992千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,692,415千円</td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <p>当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。</p>	退職給付引当金の期首残高	1,534,348千円	退職給付費用	192,305千円	退職給付の支払額	△ 14,246千円	確定拠出年金制度への拠出額	△ 19,992千円	退職給付引当金の期末残高	1,692,415千円
退職給付引当金の期首残高	1,398,224千円																						
転籍に伴う受入額	20,873千円																						
退職給付費用	184,312千円																						
退職給付の支払額	△ 49,371千円																						
確定拠出年金制度への拠出額	△ 19,690千円																						
退職給付引当金の期末残高	1,534,348千円																						
退職給付引当金の期首残高	1,534,348千円																						
退職給付費用	192,305千円																						
退職給付の支払額	△ 14,246千円																						
確定拠出年金制度への拠出額	△ 19,992千円																						
退職給付引当金の期末残高	1,692,415千円																						

<p>(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 184,312 千円</p> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 19,690 千円であります。</p>	<p>(3)退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 192,305 千円</p> <p>3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度 19,992 千円であります。</p>
--	--

[税効果会計関係]

前事業年度 (2020年6月30日現在)	当事業年度 (2021年6月30日現在)																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">446,269 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">44,267 千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">77,610 千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">33,482 千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">74,338 千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金(注2)</td><td style="text-align: right;">986,951 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,662,920 千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)</td><td style="text-align: right;">△ 883,455 千円</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△ 549,060 千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額小計(注1)</td><td style="text-align: right;">△ 1,432,515 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">230,405 千円</td></tr> </table> <p>(注1) 評価性引当額が 80,004 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。</p> <p>(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額</p>	退職給付引当金	446,269 千円	賞与引当金	44,267 千円	資産除去債務	77,610 千円	減損損失	33,482 千円	未払費用	74,338 千円	税務上の繰越欠損金(注2)	986,951 千円	繰延税金資産小計	1,662,920 千円	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△ 883,455 千円	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 549,060 千円	評価性引当額小計(注1)	△ 1,432,515 千円	繰延税金資産合計	230,405 千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">488,958 千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">1,932 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">69,090 千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">78,712 千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">25,671 千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">91,591 千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金(注2)</td><td style="text-align: right;">559,946 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,315,903 千円</td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)</td><td style="text-align: right;">△ 408,071 千円</td></tr> <tr><td>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△ 587,465 千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額小計(注1)</td><td style="text-align: right;">△ 995,536 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">320,367 千円</td></tr> </table> <p>(注1) 評価性引当額が 436,978 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の期限切れに伴うものであります。</p> <p>(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額</p>	退職給付引当金	488,958 千円	役員退職慰労引当金	1,932 千円	賞与引当金	69,090 千円	資産除去債務	78,712 千円	減損損失	25,671 千円	未払費用	91,591 千円	税務上の繰越欠損金(注2)	559,946 千円	繰延税金資産小計	1,315,903 千円	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△ 408,071 千円	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 587,465 千円	評価性引当額小計(注1)	△ 995,536 千円	繰延税金資産合計	320,367 千円
退職給付引当金	446,269 千円																																														
賞与引当金	44,267 千円																																														
資産除去債務	77,610 千円																																														
減損損失	33,482 千円																																														
未払費用	74,338 千円																																														
税務上の繰越欠損金(注2)	986,951 千円																																														
繰延税金資産小計	1,662,920 千円																																														
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△ 883,455 千円																																														
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 549,060 千円																																														
評価性引当額小計(注1)	△ 1,432,515 千円																																														
繰延税金資産合計	230,405 千円																																														
退職給付引当金	488,958 千円																																														
役員退職慰労引当金	1,932 千円																																														
賞与引当金	69,090 千円																																														
資産除去債務	78,712 千円																																														
減損損失	25,671 千円																																														
未払費用	91,591 千円																																														
税務上の繰越欠損金(注2)	559,946 千円																																														
繰延税金資産小計	1,315,903 千円																																														
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△ 408,071 千円																																														
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 587,465 千円																																														
評価性引当額小計(注1)	△ 995,536 千円																																														
繰延税金資産合計	320,367 千円																																														
(単位:千円)	(単位:千円)																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税務上の繰越欠損金(a)</th> <th>評価性引当額</th> <th>繰延税金資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">427,005</td> <td style="text-align: right;">△ 323,509</td> <td style="text-align: right;">103,496</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td style="text-align: right;">307,070</td> <td style="text-align: right;">△ 307,070</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table>		税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産	1年以内	427,005	△ 323,509	103,496	1年超 2年以内	307,070	△ 307,070	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税務上の繰越欠損金(a)</th> <th>評価性引当額</th> <th>繰延税金資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">307,070</td> <td style="text-align: right;">△ 155,195</td> <td style="text-align: right;">151,875</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td style="text-align: right;">252,876</td> <td style="text-align: right;">△ 252,876</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table>		税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産	1年以内	307,070	△ 155,195	151,875	1年超 2年以内	252,876	△ 252,876	-																						
	税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産																																												
1年以内	427,005	△ 323,509	103,496																																												
1年超 2年以内	307,070	△ 307,070	-																																												
	税務上の繰越欠損金(a)	評価性引当額	繰延税金資産																																												
1年以内	307,070	△ 155,195	151,875																																												
1年超 2年以内	252,876	△ 252,876	-																																												

2年超 3年以内	252,876	△ 252,876	-	2年超 3年以内	-	-	-
3年超 4年以内	-	-	-	3年超 4年以内	-	-	-
4年超 5年以内	-	-	-	4年超 5年以内	-	-	-
5年超	-	-	-	5年超	-	-	-
合計	986,951	△ 883,455	(b) 103,496	合計	559,946	△ 408,071	(b) 151,875
<p>(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。</p> <p>(b) 税務上の繰越欠損金 986,951 千円 (法定実効税率を乗じた額) の一部について、繰延税金資産 103,496 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2012 年 6 月期に税引前当期純損失を 2,358,025 千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。</p>				<p>(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。</p> <p>(b) 税務上の繰越欠損金 559,946 千円 (法定実効税率を乗じた額) の一部について、繰延税金資産 151,875 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2013 年 6 月期に税引前当期純損失を 1,323,569 千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。</p>			
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳				2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳			
(%)				(%)			
法定実効税率 (調整)		30.6		法定実効税率 (調整)		30.6	
評価性引当額		△ 18.6		評価性引当額		△ 85.8	
永久に損金及び益金に算入されない項目		4.5		永久に損金及び益金に算入されない項目		19.8	
住民税均等割		0.5		住民税均等割		0.4	
その他		△ 0.1		期限切れの税務上の繰越欠損金		51.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率		<u>16.9</u>		租税特別措置法上の税額控除		△ 4.0	
				その他		<u>△ 0.2</u>	
				税効果会計適用後の法人税等の負担率		<u>12.1</u>	

[資産除去債務関係]

前事業年度 (2020 年 6 月 30 日現在)	当事業年度 (2021 年 6 月 30 日現在)
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。	1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から 15 年と見積り、割引率は 1.48% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から 15 年と見積り、割引率は 1.48% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

<p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">250,662 千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">3,597 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">254,260 千円</td> </tr> </table>	期首残高	250,662 千円	時の経過による調整額	3,597 千円	期末残高	254,260 千円	<p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">254,260 千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">3,597 千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right;">257,857 千円</td> </tr> </table>	期首残高	254,260 千円	時の経過による調整額	3,597 千円	期末残高	257,857 千円
期首残高	250,662 千円												
時の経過による調整額	3,597 千円												
期末残高	254,260 千円												
期首残高	254,260 千円												
時の経過による調整額	3,597 千円												
期末残高	257,857 千円												

[セグメント情報等]

前事業年度 (2020年6月30日現在)	当事業年度 (2021年6月30日現在)																										
<p>(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>(関連情報)</p> <p>1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本</td> <td style="text-align: right;">5,362,685 千円</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td style="text-align: right;">5,134,824 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">108,172 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10,605,681 千円</td> </tr> </table> <p>(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">顧客の名称又は氏名</th> <th style="width: 50%;">営業収益</th> </tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td> <td style="text-align: right;">5,134,824 千円</td> </tr> </table>	日本	5,362,685 千円	米国	5,134,824 千円	その他	108,172 千円	合計	10,605,681 千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,134,824 千円	<p>(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>(関連情報)</p> <p>1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報</p> <p>(1) 営業収益</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">日本</td> <td style="text-align: right;">9,798,539 千円</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td style="text-align: right;">6,435,245 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">82,721 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">16,316,505 千円</td> </tr> </table> <p>(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。</p> <p>(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">顧客の名称又は氏名</th> <th style="width: 50%;">営業収益</th> </tr> <tr> <td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td> <td style="text-align: right;">6,435,245 千円</td> </tr> <tr> <td>年金積立金管理運用独立行政法人</td> <td style="text-align: right;">3,891,109 千円</td> </tr> </table>	日本	9,798,539 千円	米国	6,435,245 千円	その他	82,721 千円	合計	16,316,505 千円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,435,245 千円	年金積立金管理運用独立行政法人	3,891,109 千円
日本	5,362,685 千円																										
米国	5,134,824 千円																										
その他	108,172 千円																										
合計	10,605,681 千円																										
顧客の名称又は氏名	営業収益																										
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	5,134,824 千円																										
日本	9,798,539 千円																										
米国	6,435,245 千円																										
その他	82,721 千円																										
合計	16,316,505 千円																										
顧客の名称又は氏名	営業収益																										
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	6,435,245 千円																										
年金積立金管理運用独立行政法人	3,891,109 千円																										

[関連当事者情報]

前事業年度（自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー (以下「CRMC社」という。)	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供 各種投資運用サービスの委託	その他営業収益 (市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など)	5,134,824	未収入金	672,368
							支払手数料 (市場調査業務、投資運用関連業務、IT サービスなど)	4,321,653	その他未払金	301,664
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク (以下「CGC社」という。)	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,072	子会社の管理	(被所有)間接100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	166,628	その他未払金	215,040

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC 社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	フ ア ン ド マ ネ ジ メ ン ト	—	運用に係る手数料の支払	支払手数料	1,149,203	未払手数料	196,511
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク(東京)	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市 場 調 査	—	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	466,325	その他未払金	13,541

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役員内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

- ① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
- ② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
- ③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー (以下「CRMC社」という。)	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益 (市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など)	6,435,245	未収入金	847,698

						各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 (市場調査業務、投資運 用関連業務、IT サービス など)	8,258,032	そ の 他 未 払 金	429,909
親 会 社	キャピタル・ グループ・カ ンパニーズ・ インク (以下「CGC 社」という。)	アメリ カ合衆 国カリ フォル ニア州 ロサン ゼルス	(千米ドル) 5,143	子 会 社 の 管 理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	224,189	そ の 他 未 払 金	224,189

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC 社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC 社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事 業 の 内 容	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社	キャピタル・ インターナシ ョナル・マネ ジメント・カ ンパニー	ルクセ ンブル グ大公 国	(千ユーロ) 7,500	フ ア ン ド マ ネ ジ メ ン ト	—	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	1,623,226	未 払 手 数 料	338,120

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場調査	—	出向者受入	給料・退職給付費用・福利厚生費	738,539	その他未払金	25,449
---------	-------------------------	---------	--------------	------	---	-------	-----------------	---------	--------	--------

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

- ① ②の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
- ② ③の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
- ③ 直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自 2019 年 7 月 1 日 至 2020 年 6 月 30 日)		当事業年度 (自 2020 年 7 月 1 日 至 2021 年 6 月 30 日)	
1株当たり純資産額	57,097.52 円	1株当たり純資産額	65,038.47 円
1株当たり当期純利益金額	6,326.03 円	1株当たり当期純利益金額	7,940.95 円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	356,788 千円	当期純利益	447,869 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	356,788 千円	普通株式に係る当期純利益	447,869 千円
期中平均株式数	56,400 株	期中平均株式数	56,400 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。
- (3) 事業譲渡および事業譲受
2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

信託約款

追加型証券投資信託 キャピタル日本株式ファンド 運用の基本方針

約款第 18 条に基づき、委託者の定める方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行いません。

2 運用方法

(1) 投資対象

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資を行ない、信託財産の成長を目指した運用を行いません。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として、信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

3 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

(1) 分配対象額の範囲

諸経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「み

なし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とし、繰越分を含みます。

(2) 分配方針

収益分配金額は、上記(1)の範囲で、委託者が基準価額水準、収益動向等を勘案して決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託 キャピタル日本株式ファンド 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第 17 条第 1 項、同条第 2 項および第 32 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 2,500 億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

- 第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項もしくは第 54 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、2,500億口を限度として均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第31条に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託の全ての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者が予めこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

- 第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口単位または1万円以上1円単位もしくは指定販売会社が定める単位をもって、当該受益権の取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を指定販売会社と結んだ受益権取得申込者の取得申込みの場合は、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。
- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第3項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とし、第3項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、取得申込日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円とします。)に指定販売会社がそれぞれ個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれず、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または前項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託者が判断する場合、委託者は、受益権の取得申込の受け付けを制限または停止することができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座

に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類等)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限りま。

(ハ)約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(ニ)金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

- ② 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファン

ドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第16条の2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに、第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役員および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに、第22条から第28条まで、第31条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をすることをします。

(先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為

替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑤ 本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、予め将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差に予め元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(外貨建資産への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準の全てに適合する者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 33 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 34 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第 35 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 36 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 37 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内
2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、原則として毎年 1 月 21 日から 7 月 20 日までおよび 7 月 21 日から翌年 1 月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 21 年 7 月 21 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計

算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

- 第42条 信託財産に関する租税、受託者が立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
 - ③ 前各項の他、信託財産に関する法定開示のための法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書および運用報告書)の作成・印刷費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。
 - ④ 前各項の信託事務の諸費用等(以下「諸経費」といいます。)のうち、委託者は第2項および第3項に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託者が受領できる第2項および第3項に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

- 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の144の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

- 第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下

「みなし配当等収益」といいます。)との合計額は、諸経費(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費(消費税等相当額を含みます。)、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第46条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委

託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、第 48 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第 47 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 48 条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位または 1 口単位のいずれか指定販売会社が定める単位（別に定める契約を結んだ取得申込者については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ⑤ 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者は、一定の金額を超える一部解約の実行の請求に制限を設けることおよび純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約の実行の請求を制限することができます。
- ⑥ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約

の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（信託契約の解約）

第 50 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 50 億口または純資産総額が 50 億円を下回るようになった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 51 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、第 55 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 52 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 55 条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 53 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 55 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(約款の変更等)

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 56 条 この信託は、受益者が第 48 条の規定による一部解約請求

を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 57 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 57 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第 58 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(約款に関する疑義の取扱い)

第 59 条 この約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成 21 年 2 月 26 日

委託者 キャピタル・インターナショナル株式会社

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社

親投資信託

キャピタル・インターナショナル・ ジャパン・エクイティ・マザーファンド 運用の基本方針

約款第 16 条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。) (これに準ずるものを含む) に上場されている株式(新株予約権証券および新株引受権証券を含む)を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIX(東証株価指数)配当込みをベンチマークとします。
- ② 主としてわが国の証券取引所(これに準ずるものを含む)に上場されている株式等の中から、企業の収益性、成長性、

安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行うことを基本とします。

- ③ ミクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」という。）およびスワップ取引を行う場合があります。
- ⑤ 株式の組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および 8 号の定めがある新株予約権付社債に投資する場合があります。
- ⑥ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ⑦ 運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入れについては高位を維持することを基本とします。
- ② ただし、市場動向および資金動向等により上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および 8 号の定めがある新株予約権付社債への投資は信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

親投資信託

キャピタル・インターナショナル・
ジャパン・エクイティ・マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、キャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とし、
- ② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 項に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

- 第 3 条 委託者は、金 100 万円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受け、

(信託金の限度額)

- 第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 49 条第 1 項および第 2 項、第 50 条第 1 項、第 51 条第 1 項および第 53 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第 6 条 この信託にかかる受益証券（第 11 条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 7 条、第 11 条第 3 項、第 17 条第 2 項および第 49 条第 2 項において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号に定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

- 第 7 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするキャピタル・インターナショナル株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 100 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 27 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の

口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類等)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条から第24条までに定めるものに限りません。)
 - (ハ) 約束手形
 - (ニ) 金銭債権
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ) 為替手形
- ② 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

(運用の指図範囲等)

第14条 委託者(第17条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第13条第2項、第14条の2、第16条、第18条から第28条まで、第30条、第32条第3項第3号及び第36条から第38条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運

用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第14条の2 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(利害関係人等との取引等)

- 第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないのであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項および第32条において同じ。)、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、第30条、第36条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、第30条、第36条および第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める

運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第17条 委託者は、運用の指図に係る権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲：有価証券の運用の一部

商号：キャピタル・インターナショナル・インク

所在の場所：米国カリフォルニア州ロサンゼルス

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を主要投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、係る者と委託者の間で別途合意されるところに従い、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときを基準日として委託者自らがこれを支弁するものとし、信託財産から直接的な支弁は行ないません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

- 第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第19条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)(以下同じ。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債券の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証書および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証書および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図・目的・範囲）

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、な

らびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- ① 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ② 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ③ 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができますものものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をすることをものとします。

（公社債の借入れ）

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をすることをものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をすることをものとします。
- ④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（外貨建資産への投資制限）

第 28 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、外貨建資産組入可能額（信託財産の純資産総額の 100 分の 30 をいいます。以下本条において同じ。）を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこ

れを調整します。

(特別の場合の外貨建価値証券への投資)

第 29 条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 31 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 32 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みません。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(保管業務の委任)

第 33 条 (削除)

(混蔵寄託)

第 34 条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 35 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録するとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 36 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 37 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 38 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 39 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 40 条 この信託の計算期間は、原則として毎年 12 月 11 日から翌年 12 月 10 日までとします。ただし、第 1 期の計算期間は、平成 19 年 4 月 5 日から平成 19 年 12 月 10 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 41 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類

または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第43条 委託者および受託者は、この信託契約に関しては、信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第44条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第45条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあたっては追加信託差金、信託の一部解約にあたっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者の指定する預金口座等に振り込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第47条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに(ただし、第11条第4項の受益証券不所持の申出があった場合を除きます。)当該償還金を受益者に対して支払います。

(信託の一部解約)

第48条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの

事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。かかる場合、第49条第3項の規定に従います。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。かかる場合、第49条第3項の規定に従います。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることが出来ます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することは出来ないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)

を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第55条 この信託は、受益者が第48条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が所有する受益権の内容

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第57条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行なった場合における投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用報告書）

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

（公告）

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に

掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

信託契約締結日 平成19年4月5日

委託者 キャピタル・インターナショナル株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社